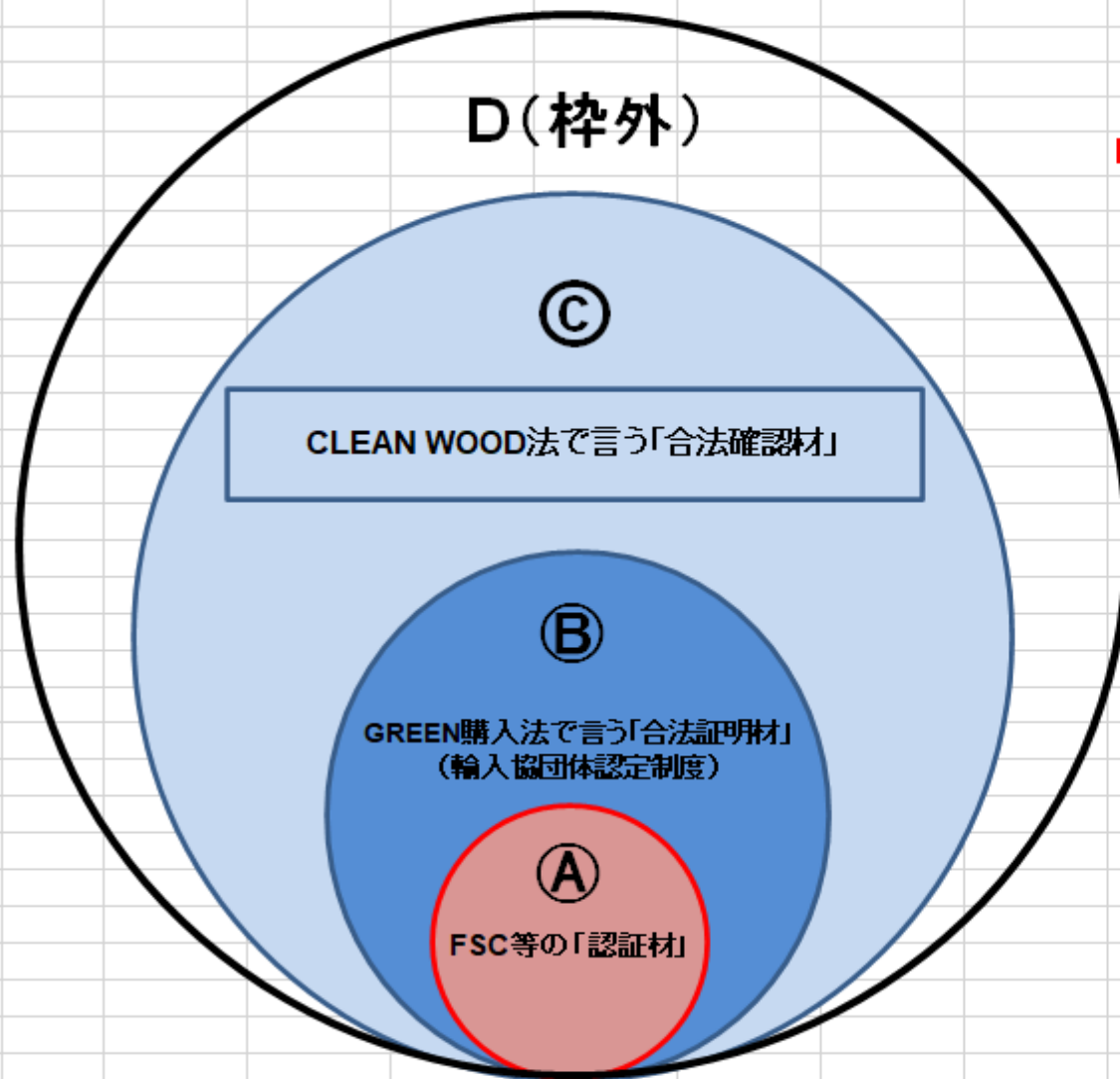


現状の「合法木材」の括り方

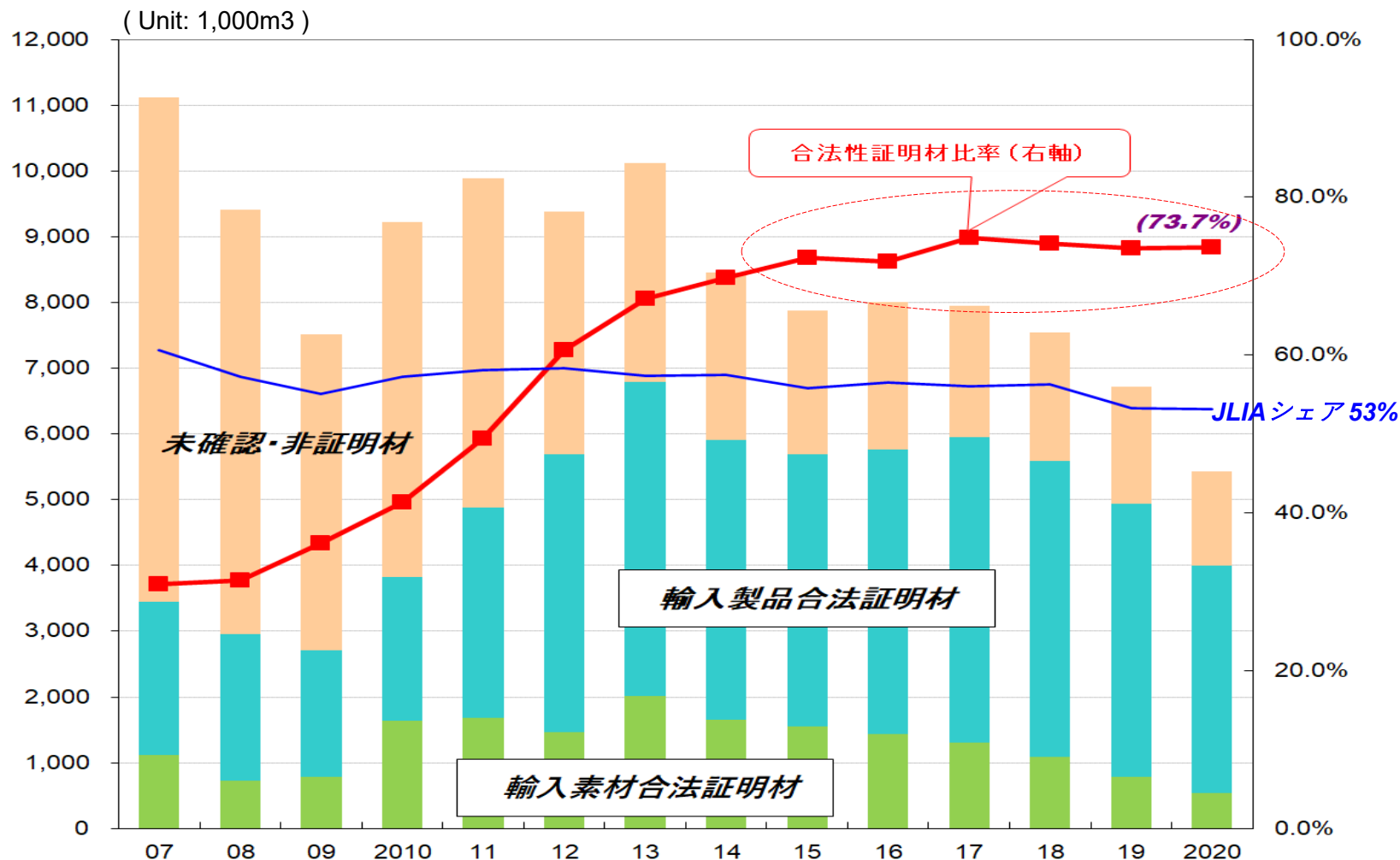


「多くの現場で用語や定義が混同されて誤解されている」

- ④ FSC等の第三者による「認証材」 持続可能性配慮
これが最強で、無条件で適合条件を満たすとする
FM認証が最良だが、CoC、CW認証も準じてOK
(一部のNGOには異論有り)
- ③ GREEN購入法上で言う「合法証明材」
林野庁のガイドラインに基づく厳格な基準を満たす
公共団体・政府調達に提供される際には必要条件
(官需以外の民間需要向けには不要なので、
証明できる木材のみを証明することでOK)
- ◎ CLEAN WOOD法上で言う「合法確認材」
各事業者が自らの判断基準によりDDを行う
④や③に既に該当するものはDDを省くことも可能
但し、対象は取り扱う全ての木材派生商品
- D 枠外＊無印
◎のDDで合法性が確認が出来なかったもの(未確認材)
原則、取り扱わない方向で代替産地・商品を探す

ガイドラインに基づく「合法性証明木材」の過去輸入実績推移

輸入素材＝原木丸太、 輸入製品＝製材品・集成材・合単板・繊維板等



過去、木材輸入量は漸減傾向、JLIAシェアは全国の53% 主に大企業・大手需要家が中心

2015年以降、証明材比率は横ばい推移、証明努力は続けられているが、単純な素材輸入の割合が減り、加工度の高い複雑なサプライチェーン商品の輸入割合が近年増えている

30%近くの「非証明材」の多くはCW法上で言う追加的措置 (DD)で合法性確認できるものも多いが、最終、出来ないものの扱いに苦慮

ガイドラインに基づく「合法性証明基準」は明確だが、CW法で言う「合法性確認(判断)基準」が曖昧で、事業者の判断任せになっている

ガイドラインに基づく「団体認定制度」とCW法の運用が二重制度となっており、事業者にとり極めて煩雑で負荷が大きい、将来の制度の一本化の要望が多い

「合法木材」ヒエラルキー(ピラミッド)

合法木材ヒエラルキー(ピラミッド)

合法性担保を迫りすればするほど、木材供給量や種類は減る。
持続可能で最も調和のとれた自社の木材調達方針を定め、
段階的に、計画的にその基準の引き上げに努める。

